十　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　当該年度において行う環境への負荷の低減又は高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費（一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十二　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第八十号。以下「平成二十九年改正省令」という。）による改正前の第三条第一項第三号イの表第二十三号に該当する市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村及び準過疎団体を除く。）にあつては、平成二十九年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第二十三号の規定によつて算定した額に三分の一を乗じて得た額

4　平成二十八年度から平成三十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

5　平成二十六年度から平成三十年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

十　前条第一項第九号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　当該年度において行う環境への負荷の低減又は高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費（一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

十二　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第八十号。以下「平成二十九年改正省令」という。）による改正前の第三条第一項第三号イの表第二十三号に該当する市町村（過疎地域自立促進特別措置法第二条又は第三十三条に規定する過疎地域である市町村及び準過疎団体を除く。）にあつては、平成二十九年改正省令による改正前の第三条第一項第三号イの表第二十三号の規定によつて算定した額に三分の二を乗じて得た額

3　平成二十八年度から平成三十一年度までの間に限り、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・五を乗じて得た額

4　平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの表第十二号の額は、第二条第一項第一号の表第九号各号の規定に準じて算定した額に平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の上欄に規定する病院（平成二十九年度において第二条第一項第一号の表第九号第一号の表第一号、第二号又は第四号の上欄に規定する病院を除く。）であつて、市町村が経営するものにおける平成二十七年改正省令による改正前の第二条第一項第一号の表第十号第一号の表第二号の下欄に規定する額に〇・三を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に稼働病床の数に平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における稼働病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数を加えた数（当該許可病床の数が百を超えるときは、要件該当稼働病床の数に平成二十七年度における要件該当許可病床の数から平成二十七年度における要件該当稼働病床の数を控除した数に〇・三を乗じて得た数を加えた数とする。）（表示単位は一床とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）として総務大臣が調査した数を乗じて得た額（以下この項において「逓減させた額」という。）を加えた額及び第二条第一項第一号の表第九号各号の規定により算定した額に対応する繰出見込額等として総務大臣が調査した額に逓減させた額に対応する繰出見込額等として総務大臣が調査した額を加えた額とする。

5　平成二十八年度及び平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの表第十二号の規定は、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けていないものについても適用するものとする。

6　平成二十六年度から平成三十年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。